

**令和８年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業（基礎コース・発展コース）
業務委託仕様書**

１ 委託業務名

令和８年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業（基礎コース・発展コース）

２ 委託期間

契約日の翌日から令和９年３月２５日まで

３ 業務の目的

千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業（以下、協力隊事業）において、捕獲に関する基本的な知識・技術の取得を図る基礎コース、及び、実際に捕獲を実施し、より実践的な技術取得を図る発展コースを開催することで、参加者の知識・技術取得を促し、有害鳥獣捕獲の新たな担い手の確保を図ることを目的とする。

４ 実施内容

（１）参加者の募集・決定

受託者は県と協議の上、協力隊事業の参加隊員の募集を行い、参加隊員の決定を行うこと。参加者は以下の条件を考慮し、県と協議の上決定すること。

- ・狩猟免許（わな猟）の所持者とする事。
- ・募集は期間を設けて実施し、先着順とはしないこと。
- ・県内居住の参加希望者を優先すること。
- ・発展コースの参加者は、捕獲活動経験者又は過年度の協力隊事業（実践コース）参加者とする事。

（２）参加者への連絡・調整

各コースの実施に当たっての参加者への連絡・調整は受託者が行うこと。

（３）開催時期

令和９年３月までに各コースを開催すること。各コースにおいて効果的な捕獲が行えるように開催時期を調整すること。具体的な実施時期は県と協議の上決定すること。

（４）コース開催場所の確保

受託者は効果的にコースの開催が行える場所の選定を行うこと。なお、県が紹介できる実施場所は千葉県立清和県民の森（君津市）となる。詳細は県と協議の上で決定すること。県有地以外での入林、土地の使用、木竹等の採集等、業務の実施に係る申請等が必要である際は、県と協議の上、事前にそれぞれを管理する

機関に申請等を行うこと。

※基礎コースと発展コースを同じ場所で連続して開催した場合、捕獲圧が高まり、わなに獲物が掛からなくなることが想定されるため、このことを考慮して開催場所及び開催時期を決めること。

(5) 千葉県有害鳥獣捕獲協力隊「参加隊員」への指導

＜基礎コース＞

狩猟免許（わな猟）を所持しているものの、捕獲の実践が出来ていない方などに対し、捕獲に必要な基本的な知識・技術が身につくように指導する。主な業務内容は次のア～ウによる。

ア 募集隊員数：60人程度

イ 捕獲に必要な知識取得に向けた指導

- ・基礎コース隊員が法令、安全管理、わな設置の実践を含む捕獲全般の知識取得ができるように講義を行う日を1日設けること。
- ・講義の中で市町村等とのマッチングの時間を設けること。
- ・コースの実施に当たっては、基礎コース隊員の昼食を手配すること。

ウ 捕獲同行による技術取得に向けた指導

- ・技術取得のために、基礎コース隊員を捕獲現場へ同行させるプログラムを設けること。
- ・捕獲現場への同行を通じ、基礎コース隊員が、わな設置・餌交換・止めさし・捕獲個体の処分等に必要な基本的作業を実行できるよう指導する。
- ・同行に当たっては、参加者全員が1回以上参加できるよう努めること。
- ・捕獲に当たっての設置わな数及び捕獲実施期間は以下を目安とする。

設置わな数：くくりわな40基程度、箱わな3基程度

捕獲実施期間：令和9年3月までのうち、20日間程度の捕獲期間を設け、そのうち10日程度の捕獲同行を行うこと。誘引・餌付けが必要と判断される場合は、別途期間を設けるものとする。

＜発展コース＞

捕獲活動経験はあるものの、捕獲技術に不安を抱えている方に対し、捕獲に必要な実践的技術を身に付け、担い手として活躍できるように指導する。主な業務内容は次のア～ウによる。

ア 募集隊員数：20人以内

イ わなの作成実習と設置の指導

- ・知識取得を図るため、わな猟等に係る講義、わな作成・設置実習をする日

を1日設けること。

- ・わな作成・設置実習については、1人1基くりわなを作成して、同日に設置し、捕獲に利用すること。
- ・わなの部材については受託者が準備・提供すること。
- ・作成したわなを、適正な場所に設置できるよう指導すること。
- ・わな設置実習開催の際には、市町村等とのマッチングの時間を設けること。
- ・開催に当たって、発展コース隊員の昼食を手配すること。

ウ 捕獲体験による技術向上の指導

- ・発展コース隊員が主体となり捕獲ができるよう引率、助言及び指導する。
- ・有害鳥獣捕獲に必要な技術向上を図るため、参加隊員が止めさし及び解体を体験できるようにすること。
- ・発展コース隊員が複数回捕獲に参加できるように努めること。
- ・捕獲に当たっての設置わな数及び捕獲実施期間は以下を目安とする。

設置わな数：くりわな40基程度（参加隊員が設置したわなを含む）、
箱わな5基程度

捕獲実施期間：令和9年3月までのうち、20日間以上の捕獲期間を設けること。誘引・餌付けが必要と判断される場合は、別途期間を設けるものとする。

エ わなの撤収

- ・コース終了時に、発展コース隊員がわなの撤収を行えるよう指導すること。

両コースの内容について、本仕様書とプロポーザル時の「企画提案書」を踏まえた上で、最適なものに改め、事前に県と協議した上で決定すること。

（7）市町村等とのマッチング

- ・有害鳥獣捕獲の担い手確保の観点から、県が行う市町村とのマッチングに協力すること。
- ・猟友会など有害鳥獣捕獲を実施している組織・法人とのつながりを持つことを目的としたマッチングを実施すること。

（8）各コース終了後のアンケートの実施

- ・協力隊事業の実施内容の改善や参加隊員への意向把握等を行うため、受託者は参加隊員に対してアンケートを行うこと。
- ・アンケートの内容は県と協議の上決定すること。
- ・アンケート結果を取りまとめ事業の効果や改善点等に関する考察を行うこと。

5 捕獲における留意点

(1) わなの標識の設置

標識及び注意看板は受託者が用意し、わな本体及び設置箇所周辺の樹木等に設置する。わな本体に設置する標識は金属製またはプラスチック製とし、1字の大きさを縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上で表記し、以下の事項を記載する。

- ・捕獲従事者ごとの通し番号
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律に基づく捕獲である旨
- ・許可者
- ・管理者の住所及び氏名
- ・管理者の電話番号
- ・許可の有効期間
- ・許可証の番号
- ・捕獲しようとする鳥獣の種類
- ・許可年月日
- ・捕獲目的

(2) わなの設置と見回り

- ・わなが写る位置にセンサーカメラを設置し、わなの周辺における有害鳥獣の行動等について記録すること。
- ・わなを作動させている期間は原則1日1回以上見回る、又は、同等の捕獲確認措置を行うこと。見回りと併せて、センサーカメラの確認及び設置箇所周辺の有害鳥獣の生息状況確認を行い、状況に応じてわなの設置場所を変更し、効率的な有害鳥獣の捕獲に努めること。
- ・設置したわなには通報装置を合わせて設置し、わなの作動を確認できるようにすること。
- ・わなの設置及び見回り際には、県が貸与する腕章を着用するとともに、捕獲従事者証を携帯すること。

(3) 捕獲個体の止めさし及び処分等

捕獲された個体については、止めさしを行った後、右半身に油性のスプレー等で捕獲個体番号をマーキングした上で、尾の切断前と切断後の写真をそれぞれ撮影する。撮影の際には、捕獲従事者本人も尾の切断前後の写真に写りこむように撮影することとし、日付を印字できるデジタルカメラを使用する。日付が印字できない場合は、捕獲日・捕獲者氏名・個体番号を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影する。

焼却や埋設により捕獲個体を適切に処分する。焼却や埋設による処分にあたっ

ては、事前に関係機関の了承を得ること。

なお、止めさしに銃を使用する場合は空気銃の使用を基本とし、装薬銃は、空気銃では対処できないと判断された場合のみ使用を認める。

(4) 記録の作成

ア 作業及び捕獲個体等の記録

作業日報（別添表 1）、わなの記録（別添表 2）、捕獲個体の記録（別添表 3）について、それぞれ別添の様式を参考に作成すること。

イ 捕獲個体の写真記録

捕獲した全ての個体について写真撮影による記録を行い、報告書に掲載して提出すること。

(5) わなに係る安全対策

わなを設置する際には、県が指示する安全対策を実施すること。特に、人の立ち入りが想定される区域またはその付近にわなを設置する場合には、わなが作動したことを通知する ICT 機器を設置する等により、安全対策を講じること。

また、わなやセンサーカメラの設置場所周辺の林道沿いの樹木等に注意看板を設置すること。

(6) 保険加入

参加者の保険加入事務を行う。保険代金については、委託料に含める。なお、保険については別紙 1 の補償内容を含むものとする。

6 業務打合せ

業務実施にあたって千葉県自然保護課及び現地等にて県と打合せを行う。

7 業務計画書の提出

業務の実施にあたり、以下の項目を記載した業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ・事業の実施工程（実施項目及びスケジュール）
- ・業務の実施場所及び方法
- ・捕獲個体の処理方法
- ・業務において使用する機材及び許可番号等
- ・業務の実施体制（分担等）
- ・安全管理体制
- ・緊急時の連絡体制

8 業務責任者の通知

業務の実施にあたり、業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、書面で県に通知すること。また、業務責任者に変更があったときは、速やかに県に書面で通知する。

9 従事者名簿等の提出

(1) 捕獲従事者

事業において、わなの設置、止めさしなど捕獲作業に従事する者を指す。捕獲従事者を決定し、捕獲従事者名簿（千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領の様式による）を提出する。なお、当該従事者は、狩猟免許（わな猟）所持者に限る。

(2) 事業従事者

事業において、運転、連絡、わなの運搬・見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲に付随する作業及びデータ入力や契約事務等、捕獲以外の作業を行う者を指す。9（1）捕獲従事者に係る名簿とは分けて、事業従事者名簿を別途提出する。

10 業務完了報告書及び成果物の提出

履行期間終了後、業務完了報告書及び成果物を県に提出する。業務完了報告書は別添様式1のとおり提出し、成果物は次の（1）～（7）を提出する。

- (1) 業務報告書（A4製本版2冊及び加工が可能な状態のMicrosoft Word ファイル）
- (2) 業務報告書の概要（A4 1～2ページ程度）
- (3) 作業日報一式
- (4) 捕獲個体のデータ（加工が可能な状態のMicrosoft Excel ファイル）
- (5) 画像や映像データ等
- (6) アンケート結果及び考察
- (7) CD-ROM（（1）～（6）を収めたもの）

11 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

12 記載外事項

本仕様書に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

13 その他

- (1) 業務で使用するくくりわな、箱わな及びその資材、センサーカメラ・罠通報装置（記録メディア・電池・通信費等を含む）については、受託者が用意すること。

- (2) (1) のほか、業務遂行上必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 表 1 ～表 3、別紙 1 及び様式 1 については、県が受託者と協議の上、一部を変更する場合がある。
- (4) 県は必要に応じて、捕獲の実施状況及び現場等の調査を実施することができる。
- (5) 本業務の成果にかかる一切の権利は千葉県に帰属するものとし、県の許可なく他者に公開してはならない。
- (6) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、県と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (7) 事業実施が困難な状況が生じた場合は、受託者と千葉県が協議の上、本仕様書の一部を変更する場合がある。それに伴い、契約金額に変更が生じる場合は、変更契約を締結する。
- (8) 本仕様書で定める内容について変更せざるを得ない場合は県と受託者が協議の上、措置を決定するものとする。
- (9) 受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合には、捕獲許可証の効力が失われた日から 30 日以内に、事業が中止された場合又は契約が解除された場合は速やかに、捕獲許可証を返納する措置を講じなければならない。

表 1 作業日報

[illegible]

表2 わなの記録項目 (設置箇所単位)

[illegible]

表3 捕獲個体の記録項目 (設置箇所単位)

[illegible]

別紙1 保険の補償内容

保険の補償内容

- ・ケガによる死亡・後遺障害 1000 万円限度
- ・ケガによる入院日額 6000 円
- ・ケガによる通院日額 4000 円
- ・参加者の賠償責任補償 1000 万円限度
- ・携行品損害 10 万円限度（免責金額 3000 円）
- ・救済者費用補償 100 万円限度

千葉県知事

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

業務完了報告書

令和 年 月 日契約の下記業務委託について、令和 年 月 日をもって完了したので、業務委託契約書第 条第 項の規定により報告します。

記

1 委託業務の名称 令和 8 年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業
(基礎コース・発展コース) 業務委託

2 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 実 績

- (1) 業務報告書 (A 4 製本版 2 冊及び加工が可能な状態の Microsoft Word ファイル)
- (2) 業務報告書の概要 (A 4 1 ～ 2 ページ程度)
- (3) 作業日報一式
- (4) 捕獲個体のデータ (加工が可能な状態の Microsoft Excel ファイル)
- (5) 画像や映像データ等
- (6) アンケート結果及び考察
- (7) CD-ROM ((1) ～ (6) を収めたもの)